

交渉(全労働京都支部)議事概要(令和3年10月27日)

京都労働局長(当局)は、令和3年10月27日(水)、全労働省労働組合京都支部執行委員長(全労働京都支部)と交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

1 【全労働京都支部】

新型コロナウイルス感染症の影響により雇用情勢は悪化し、労働行政に求められる役割は一層大きくなってきている。新型コロナウイルス感染防止や雇用調整助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金、新型コロナウイルス感染症小中学校休業等対応助成金への対応、働き方改革関連法や就職氷河期世代対策の充実等、業務量は年々増加傾向にある中、定員をめぐる状況は大変厳しいものがある。職場の体制確保を図ること。

【当局】

いずれも重要な課題であり、これらについて第一線機関における体制整備が不可欠であることは十分認識している。また、定員の削減や雇用調整助成金等の対応等により国民サービスを低下させることはあってはならず、現在の組織・機能が維持できるように、関係機関に要望してまいりたい。

2 【全労働京都支部】

公務員賃金を職員の生活と労働の実態に相応しい水準に改善するとともに、新型コロナウイルス感染リスクの高い窓口等で業務に従事する職員・非常勤職員に対する処遇の改善を図ること。

【当局】

給与水準の引き下げや地域手当の支給割合見直しなどの「給与制度の総合見直し」は職員の生活設計に大きな影響を及ぼし、職員の士気の低下にもかかわるものと認識している。

職場の実情等を踏まえた適切な措置が講じられるよう関係機関に要望してまいりたい。

3 【全労働京都支部】

非常勤職員制度を抜本的に見直し、雇用の安定、均等待遇、給与や諸手当、休暇制度の拡充等の改善を行うこと。

【当局】

非常勤職員は、複雑困難化・多忙化な第一線の職場で、労働行政推進のために働いていただき、いずれの職場においても欠くことができない存在になっている。

引き続き、非常勤職員の処遇や制度の改善に向けて、関係機関に要望してまいりたい。